

特定非営利活動法人 子育てネットワーク志賀うりぼう【会員規約】

第1条【名称及び所在】

本会の名称は「特定非営利活動法人子育てネットワーク志賀うりぼう」とし、所在地は滋賀県大津市木戸803番地とする。

第2条【事務局】

この法人は、主たる事務所は滋賀県大津市木戸803番地におくが、つどいの広場「にじっこ」の事業委託を受けている期間に限り、つどいの広場に関わる諸連絡については滋賀県大津市木戸58番地 つどいの広場「にじっこ」を連絡先として使用する。

第3条【目的】

この法人は、子育て支援を必要とするすべての親と乳幼児期の子どもに対し、自由に遊べるスペースの提供や、一時保育等の支援活動を展開し、かつ子育てに関する情報の提供と子育て支援者の人材育成に努め、社会全体の子育て・家庭教育支援の充実と次世代育成に寄与することを目的とする。

第4条【事業】

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ①子育て親子の交流・集いの場の提供事業
- ②乳幼児を対象とした一時保育事業
- ③通信等による子育て関連の情報提供事業
- ④子育て関連の語り合い・相談事業
- ⑤子育て・子育て支援に関する各種講座開催事業
- ⑥子育てサークル等の自主サークル応援事業
- ⑦男女共同参画促進のための事業
- ⑧子育て支援を担うボランティア等の人材育成事業
- ⑨異世代間や異年齢児童間の交流事業
- ⑩その他目的を達成するために必要な事業

第5条【会員】

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。
総会に参加することができ、議決権を持つ。
また、通信、イベントの案内などによって情報の提供を受けることができる。
さらに、うりぼう事業の有給スタッフとして登録することができる。
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体。
 - ①一般賛助会員 本会の活動を金銭面で援助していただける会員で、総会での議決権を持たない。通信の配布を受けることができる。
 - ②サポート会員 本会の活動を時間や技術、知識の提供等によって援助していただける会員で、総会での議決権を持たない。通信、イベントの案内によって、情報の提供を受けることができ、にじっこサポーター、保育サポーターの活動において、有給ボランティアとして登録することができる。
講座の開設、チラシの設置、手作りバザールや里山保育への参加の場合は、サポート会員の登録が必要である。
 - ③メール会員 本会の活動を利用しようとする会員で、総会での議決権を持たない。
携帯メールによるイベントの案内などの情報の提供を受けることができる。
 - ④団体会員 本会の活動を団体で利用しようとする会員で、総会での議決権を持たない。
代表者への携帯メールによるイベントの案内などの情報の提供を受けることができる。
予約のうえ、無料で学び愛広場、おいしい広場の利用ができる。

第6条【入会】

会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申しこむものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第7条【会費】

会員は、本会の定める会費を所定の方法で支払わなければならない。会費等の種類、金額、及び支払期限については、総会で定めるものとする。但し、一旦納入された会費等は理由の如何を問わず返還しない。また、期間中に退会届が出された場合も再開時に残りの期間を持ち越さない。

(1) 会費の種類と金額

・ 正会員	年会費	3,000円
・ 賛助会員(一般賛助会員)	年会費	一口1,000円以上
・ 賛助会員(サポート会員)	年会費	1,500円
・ 賛助会員(メール会員)	年会費	500円
・ 賛助会員(団体会員)	年会費	1,500円

(2) 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるため、年会費の対象は4月1日から翌年3月31日までとする。年会費は入会時は入会手続き時に支払い、継続時においては総会終了後1ヶ月以内に支払うこととする。

第8条【会員種類の変更】

会員は、種類変更を本会の定める手続きにより、変更することができる。但し、会員内容の変更による会費の減額分の差額は返還しない。また、会員内容の変更による増額分については、会費の差額分を支払わなければならない。

第9条【諸費用の改定】

本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用は、社会情勢の変動に応じて改定することができる。

第10条【退会】

会員は、本会に退会届を提出し、事務局が受理した日を退会日とする。

第11条【変更事項】

会員は、住所又は連絡先等の現在の登録内容に変更のあった場合は、理事長に対し速やかに届け出るものとする。

第12条【細則】

本規約に定めのない事項及び事務遂行上必要な細則が生じた場合は、理事長が責任をもって定めるものとする。

第13条【改定】

本規約の改定及び変更は、原則、総会の定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。なお、本規約の改定及び変更は、すべての会員に通知しなければならない。

第14条【附則】

本規約は、2008年5月1日より施行する。

(2010年4月1日改正)